

水戸市県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）に基づき権限移譲される茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）第7条に定める県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議（本市の区域内に搬入されるものに限る。以下「搬入事前協議」という。）の実施に関し必要な事項を定め、廃棄物の適正処理の推進を図るものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 県外排出場所 茨城県の区域外において、産業廃棄物が発生する場所をいう。
- (4) 県外排出事業者 県外排出場所で発生した産業廃棄物を本市の区域内で処分しようとする事業者をいう。
- (5) 収集運搬業者 本市を含む区域で、法第14条第1項若しくは第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可又は第14条の4第1項若しくは第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者をいう。
- (6) 処分業者 本市の区域内で、法第14条第6項若しくは第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の許可又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者をいう。
- (7) 優良認定業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者をいう。

(事前協議)

第3条 県外排出事業者は、茨城県の区域外において発生した産業廃棄物を本市の区域内で処分しようとするときは、産業廃棄物市内搬入処分事前協議書（様式第1号。以下「搬入事前協議書」という。）により、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による搬入事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 処理する産業廃棄物の性状がわかる写真（処理する産業廃棄物が未発生の場合は、同等の性状を有する他の産業廃棄物の写真）
- (2) 県外排出場所の位置図
- (3) 産業廃棄物の処分に係る委託契約書の写し又は産業廃棄物の受入れをする旨を証する書面
- (4) 建設工事及び解体工事等の場合にあつては、工事請負契約書又は工事見積書の写し
- (5) 政令別表第5の下欄に掲げる物質を含む場合にあつては、処理する産業廃棄物の分析証明書（発行日から6月以内のものに限る。）

3 第1項の規定による搬入事前協議書は、県外排出場所及び処分先ごとに提出しなければならない。

4 第1項の規定の協議における搬入期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 最終処分場で直接処分する場合 3年

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 5年

(適正処理の確認)

第4条 県外排出事業者は、現地調査により委託する処分業者が次の各号に掲げる基準に適合し、当該産業廃棄物が適正に処分されることを確認するものとする。

(1) 法第12条第1項の規定による産業廃棄物処理基準及び法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 法第12条第2項の規定による産業廃棄物所管基準及び法第12条の2第2項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準

(3) 法第15条の2第1項第1号の規定による産業廃棄物処理施設の設置に関する技術上の基準

(4) 法第15条の2の3第1項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の基準

(通知書)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による搬入事前協議書の提出があったときは、当該協議に係る書類を審査し、支障がないと認めるときは、産業廃棄物市内搬入処分確認通知書(別紙様式第2号。以下「通知書」という。)により当該協議をした者に通知するものとする。

(事前協議内容の変更に係る再協議)

第6条 前条の規定により通知を受けた県外排出事業者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その通知書は無効となり、改めて第3条第1項の規定による協議をしなければならない。

(1) 県外排出場所

(2) 産業廃棄物の種類

(3) 委託する処分業者(本市の区域内に限る。)

(4) 県外排出事業者が自ら処分する場合は、その方法

(事前協議内容の変更に係る届出)

第7条 第5条の規定により通知を受けた県外排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更が生じた場合は、産業廃棄物市内搬入処分事前協議変更届出書(様式第3号)により、市長にその旨を届け出るものとする。

(1) 県外排出事業者の氏名(法人にあっては名称又は代表者の氏名)、住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)又は電話番号

(2) 業務担当責任者の氏名、役職、所属、住所又は電話番号

(3) 委託する収集運搬業者(本市の区域内に限る。)

(4) 市長が特に必要と認める事項

(優良認定業者に係る特例)

第8条 県外排出事業者は、優良認定業者に産業廃棄物の処分を委託する場合又は県外排

出事業者が優良認定業者であり、かつ、自ら産業廃棄物を処分する場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長に協議することを省略することができる。

(搬入の中止)

第9条 市長は、第5条の規定による通知をした県外排出事業者に対して、その協議に係る産業廃棄物について不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の市内への搬入の中止その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。